- 意見 今回の都市計画道路の必要性再検証は、国や県からの指導により実施しているものでしょうか。
- 回答 国や県からの指導ではありません。この度の都市計画道路の必要性再検証は、長期に わたり未着手となっている都市計画道路を対象に社会情勢や将来都市像に見合った道 路の整備を明らかにする必要があることから、市の方で進めています。
- 意見 都市計画道路区域内は建築制限がかかり、道路からセットバックをして建築をして いる人もいます。そのような方への補償はないのでしょうか。
- 回答 建築制限にご協力をいただき感謝しています。誠に申し訳ないことにセットバックをしていただいている方への補償等はありませんが、今後、自由に建築を行えるようにするためにも、今回の都市計画道路の廃止を進めてまいりたいと考えています。
- 意見 伊東駅伊東港線の検証区間14-1については、朝晩は車両と歩行者が多く、危険であります。
- 回答 検証区間14-1が大変危険であることは承知しており、ご心配されていることも 理解できます。市としましては、都市計画道路の計画が廃止となった場合でも、ゾーン 30や道路構造の工夫 (ハンプ、狭さく、シケイン等) などの安全対策について、関係 各課と検討してまいります。
- 意見 都市計画道路の廃止については理解しましたが、都市計画道路の整備以外の方法で、 現状の道路の整備をしていくことはないのでしょうか。できれば、伊東駅伊東港線の未 来の姿をお示しいただけたらと思います。
- 回答 現時点では伊東駅伊東港線の未来のビジョンをお示しすることができず、誠に申し 訳ございませんが、上述の安全対策のほか、必要に応じて道路の一部拡幅整備などにつ いて、関係各課と検討してまいります。
- 意見 計画幅員8mでは道路構造令に適合しないとのことですが、特例はないのでしょうか。
- 回答 今回の必要性再検証業務においては、計画幅員8mで整備することについて合理的 理由が見出せず、特例に該当していません。

- 意見 都市計画道路の廃止に伴い、都市計画税はなくなるのでしょうか。
- 回答 都市計画税は、都市計画道路のほかにも公園をはじめ様々な都市施設のために使われますので、都市計画税はなくなりません。
- <u>意見</u> 都市計画道路の廃止に伴い、建築制限がなくなるとのことですが、制限は誰がかけているのでしょうか。また、建築物のルールをやたらに変更されては迷惑する人もいるのではないでしょうか。
- 回答 建築制限は、都市計画法第53条に基づくものになります。ご指摘のとおり、建築物のルールをやたらに変更してしまうと多くの人にご迷惑がかかるほか、まちづくりも乱れてしまうことになるので、変更を行う際は、しっかりと検証し、住民の皆さんにもご説明し、ご理解をいただきながら進めていかなければならないと考えています。
- 意見 合理性の検証に当たり、「史跡や文化財の有無」、「大規模構造物等の有無」の項目があるが、これはどのような意味でしょうか。
- 回答 「史跡や文化財の有無」の項目につきましては、路線内に埋蔵文化財包蔵地が含まれているかを確認しています。道路整備をする区域に文化財等が埋蔵されている可能性がある場合、事前に届出が必要となり、道路整備に当たり文化財等に配慮する必要が出てきます。

「大規模構造物等の有無」の項目につきましては、路線の整備に当たってトンネルや橋など大規模な構造物を造る必要があるかを確認しています。大規模構造物を造ることになると道路整備の費用が大きく増えることとなります。

このように、道路の整備に当たっての課題を掘り起こし、その課題の大きさについて 検証を行ったものとなります。

いただきましたご意見・ご要望については、担当課で対応を検討してまいります。 また、このほかにもご意見・ご要望がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 【都市計画課 ☎0557-32-1781 圂toshikei@city.ito.shizuoka.jp】